

看護職員の負担軽減及び処遇の取り組みについて

R5年 8月 1日

医療法人社団豊徳会丸田病院

1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

(1) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者

院長：丸田茂徳 看護部長：増山良子

(2) 看護職員の勤務状況の管理

勤務時間：① 40時間/週 以内

② 連続勤務 5日以内

③ 勤務状況の把握：有休取得率 時間外業務の把握

夜勤時間：① 夜勤明けの翌日は原則休み

② 仮眠の確保

(3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議

「各部門責任者会議」 1回/3ヶ月

(4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

計画の策定・年に1回の見通しと職員への周知（院内掲示）

(5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開

院内掲示 ホームページ上公開

2. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善のための取り組み及び計画

(1) 勤務環境・処遇の改善

項目	取り組み
子育て中の職員への配慮	・ 時短勤務、育児休業延長ほか、勤務形態について個別相談・対応 ・ 子の看護休暇（子1人につき5日間/年）・介護休暇（5日間/年）
配慮した勤務表作成	・ 夜勤明けの翌日は原則休み ・ 連続勤務5日までとする（40時間/週） ・ 夜勤、早出、勤務配置による繁忙時間帯の業務分担配慮
多様な勤務形態採用	・ 時短勤務 夜勤免除 指定休 等への対応
看護職員の適正配置	・ 様式9による人員配置基準より余剰をもっても配置数とする
メンタルサポート	・ 1回/年 職員健診にてストレスチェック実施
看護補助者活躍推進への取り組み	・ 「看護補助者活用のための看護管理者研修」に看護師長が参加する 師長が研修受講完了後、主任、副主任への研修を実施

(2) 看護職員と他職種との業務分担

項目	取り組み
病棟内環境整備	・病棟内清掃業務を一部業者に委託し業務軽減
洗濯物取り扱い	・患者の社会背景に応じて業者委託し負担軽減
患者の移送・移動	・担当看護師の指示のもと状態が安定している、軽介助での移動が可能な患者の移動・移送については看護補助者が行う
身体の清潔ケア 日常生活援助	・看護師が主として実施 ・看護補助者は看護師の指示のもとで実施

(3) 看護職員と他職種との業務分担 各部門別

項目	取り組み
各部門責任者会議開催 1回/3ヶ月	「看護の専門性の発揮に資するタスク・シフト/シェア」に関する ガイドライン及び活用業務分担について検討する
薬剤部	・病棟担当薬剤師を配置することにより適正な薬剤使用、管理を行う ・病棟配置薬などの一部管理業務を担う
臨床検査技師	・翌日採血管の準備を検査課が行い各部署へ配布 当日の検体回収を検査課が行う
医事課	・コストなどのカルテとの整合性確認、管理